

豊橋・海沿いへの野球場建設にかかわる 予算執行の差止めを求めて名古屋地裁に提訴

2026 年 8 月 10 日

新野球場建設差止請求(住民訴訟)原告団

団長 鈴木 正廣

はじめに

2026 年 7 月 28 日 16 時 27 分、令和 8 年熊本地震(震度 7)が発生しました。40 度を超える酷暑の中、避難所は雑魚寝でプライバシーもなく、車中泊していた高齢者が熱中症で死亡とのニュースがあり、日本の地震対策の貧しさに歯がゆい思いを募らせました¹。

今回の熊本地震の震源地の深さは約 15 km でマグニチュード(M)7.1 です。南海トラフ巨大地震は、桁違いの規模で、エネルギーは数百～千倍以上、影響人口は数千万～6,000 万人規模になる可能性が科学的に示されています。政府の地震調査研究推進本部は、南海トラフ地震発生の確率について、今後 30 年以内の発生確率を 60～90%以上と評価しています。

日本は、世界の震度 6 以上の地震の約 20%が日本周辺で発生するという極めて特異な地震国です²。日本列島は、北米プレート、ユーラシアプレート、太平洋プレート、フィ



リピン海プレートの 4 つのプレートが複雑に重なり合う場所に位置しており、海溝型(沈み込み)、活断層型(内陸)、火山活動、深部低周波地震(ゆっくりすべり)など、地震の種類が多様で、発生メカニズムが複数重なっているからです。

阪神淡路大震災(1995 年、震度

2026 年 7 月 17 日 原告団 記者会見(豊橋市政記者室)

¹ 国際赤十字などがさだめた「人道憲章と人道支援における最低基準」のスフィア基準(1998 年に定められ、2018 年版が最新版)では、避難所は 1 人あたり最低限 3.5 m²のスペースの確保(畳 2 畳分に相当)、避難所内のトイレの男女比は、男性用と女性用のトイレの数が 3:1 であるべき。避難所内のトイレ、キッチン、ベッドの整備は、被災者の生活を改善するために重要。

² 阪神淡路大震災(1995 年、死者は約 6,434 人、うち震災関連死 912 人)。東日本大震災(2011 年、死者は 15,900 人、行方不明者は 2,525 人、震災関連死は 3,775 人)。能登半島地震(2024 年、死者 723 人、うち災害関連死 495 人)。熊本地震(2016 年、228 人の災害関連死が直接死(50 人)の 4 倍超)。令和 8 年熊本地震(8/6 現在、死者 38 人)。

7)以降、何度も震度7の大地震が発生し、特に2011年に発生した東日本大地震(M9)の大被害を繰り返さない、地震大国に住む者として、「海沿いへの新野球場建設は絶対に許されない」という思いから2026年7月17日、新野球場建設差止(住民訴訟)原告団225名(以下、原告団という)は、令和8年度の野球場建設にかかわる予算執行の差止めを求めて長坂尚登市長を相手取り、名古屋地方裁判所に提訴しました。

豊橋市における住民訴訟(原告225名)としては最大規模の住民訴訟です。

訴状提出後、原告団は豊橋市役所内で記者会見、夕方のテレビでその模様が報道され、翌日の各新聞社は大きく報道しました。

原告団は、7月26日原告団の緊急宣伝行動を豊橋駅東口ペデストリアンデッキでおこなないました(参加者20人以上)。



(2026年7月26日 原告団の緊急宣伝行動 豊橋駅東口ペデストリアンデッキ)

今回の住民訴訟は、2026(令和8)年3月の豊橋市議会に提案され賛成多数で決めた公園B地区に計画している野球場建設にかかわる「地質調査費、造成費、用地取得費、補償費745,866千円の公金の支出をしてはならない。」との判決を求める住民訴訟です。そして、これらの野球場建設にかかわる予算が執行された場合には、執行され次第、今回の差止め訴訟に追加訴訟が加わり、市長への返還請求訴訟となります。

2026年4月22日に豊橋市監査委員に対し1,129名の請求人により監査請求書を提出しました。しかし、監査結果通知の期限(6月21日)までに通知がないまま、6月19日付で監査結果を監査委員事務局HPに公表しました(内容は棄却)。その違法性について、地方自治法242条に定められた監査委員の法的義務についても考えます。

公園B地区への新野球場建設に対する市民の最大の疑問

市民の最大の疑問は、豊橋公園の安全な場所にあった豊橋球場を、なぜ、海沿いの危険な豊橋総合スポーツ公園B地区(以下、B地区という)に移転させるのかということです。元々安全な場所にあった豊橋球場の移転先は、液状化と津波の複合災害が想定される海沿いに建設するのではなくて、数千人の子どもたちや市民が安心して野球を楽しめる野球場建設にふさわしい地盤の良い土地に移転させなければ市民の理解は得られないでしょう。

住民訴訟の説明会(7/5～10日、8回)には、81人の方が参加しましたが、参加者からの質問は、大きく2つでした。一つは、「なぜ、海沿いの危険なところに野球場を移転させるのか、その理由を聞きたい」。どの説明会場でも参加者から求められた質問でした。もう一つは、「安心・安全に野球ができる代替地を示すべきだ」という質問でした。この2つの質問は、海沿いへの野球場建設に対する最大の疑問であり、新野球場建設の核心に迫る質問と言えます。

そこで、この2つの質問に対する疑問点について、まずは豊橋公園内にあった豊橋球場移転問題が出てきた経緯を見てみます。

質問1「なぜ、海沿いの危険なところに野球場を移転させるのか」

イ 豊橋球場移転先、他の候補地を比較検討せず危険なB地区に即断

海沿いへの豊橋球場移転先を決めるに至った公文書公開請求(2022年12月～翌年5月30日)から、豊橋市が「他の候補地を比較検討せず危険なB地区への移転先を即断」したことが明らかになっています。

2022年11月25日の新聞報道により多目的屋内施設(アリーナ)の建設予定地の一部が、愛知県が指定した「家屋倒壊等氾濫想定区域」であることが分かり、その翌月の12月21日に開催した令和4年度第4回多目的屋内施設検討会議(副市長2名以下、17名出席)で示された「今後の整備スケジュール」は、「豊橋球場の配置に影響がある場合、野球協会も含めて各競技団体再度調整が必要」とし、「調整期間として、2～3ヶ月程度は必要の見込み」としています。

2023年3月9日に開催した第5回多目的屋内施設検討会議(副市長2名以下、18名出席)では、「野球協会と現在協議中。3月中には回答をもらい配置案を完成させる」とし、浅井市長(当時)が同年5月31日に記者会見で示した豊橋公園東側エリアの配置図及び豊橋球場移転先のB地区にメイン球場とサブグラウンド2面の配置図が既に作られています。

つまり、2022年12月21日の会議で豊橋球場を取り壊して海沿いのB地区に移転させる方向性を決めて、2023年1月、2月にかけて準備し、3月9日の会議で豊橋球場移転先をB地区に決めたことは明らかです。そして、これらの会議議事録・資料から、豊橋球場移転先はB地区ありきで、他の移転先については一言も触れていないことから、豊橋球場移転先について候補地の比較検討はせず、豊橋市で最も危険なB地区とし、同年5月31日の記者会見で公表したのです。

また、1995 年以降、豊橋総合スポーツ公園内(B 地区、C 地区)の土地購入にかかる公文書公開請求から、B 地区の土地(池沼、ウナギ養殖場)を阪神淡路大震災のあった 1995 年に 65 億円 1000 万円で購入(土地代 54 億 5435 万円、土地一坪 11 万円、事業補償費 5 億 7104 万円)していることや、C 地区の土地を 2017 年まで購入し続けていたことも明らかになっています³。

ロ 豊橋総合スポーツ公園

そこで、少し豊橋総合スポーツ公園について見てみます。

豊橋総合体育館及びアクアリーナ豊橋のある豊橋総合スポーツ公園 A 地区は、名古屋法務局豊橋支局の旧土地台帳から昭和 13 年 5 月 30 日に神富殖産株式会社(名古屋市中区)が所有していた土地を豊橋市に所有権移転し、その後昭和 15 年 8 月 5 日に愛知県に所有権が移転しています。そして、戦後、昭和 45 年 3 月に愛知県知事と豊橋市長との間で土地譲渡契約書(無償譲渡)が結ばれています(第 4 条、豊橋市は、都市計画として決定の上譲渡地を緑地帯建設の用に供するものとする)。当時の豊橋市長であった河合陸郎氏が愛知県知事桑原幹根氏への「県有地の払下げについて」では、「三河港臨海工業地帯の造成に伴う土地利用計画の策定は重要かつ急を要する問題であります、中でも臨海工業地帯背後のグリーンベルト(遮断緑地)の造成は環境保全、公害防止の上から必要不可欠と思います。(中略)グリーンベルト計画の中央部に貴県所有の元豊橋港用地がありますが、これは緑地構成上中核となる区域でありますので、この用地の払下げを受けたく申請する次第です。」と述べています。

豊橋総合スポーツ公園は、愛知県から無償で払い下げを受けた A 地区(16 ㌔)、南側に二十間川を挟み B 地区(34 ㌔)と C 地区(約 4 ㌔)の 54 ㌔もある広大な敷地です。A 地区の払い下げを受けた 15 年後の 1985(昭和 60)年に豊橋市 80 周年記念事業として構想決定し、1986 年(市制 80 周年)記念事業として 1989 年に豊橋総合体育館(建設費約 40 億円)がオープンしています。

豊橋市百年史によれば、総合スポーツ公園の整備は、当初の規模や施設の内容を根本的に見直し、1993(平成 5)年に建設素案が発表されています。それによると、A 地区(16 ㌔)と、二十間川をはさんだ一帯(B 地区、C 地区)38 ㌔の合計 54 ㌔を総合スポーツ公園の整備地として、総合体育館の西側に 50 ㌔の野外プールと 25 ㌔の開閉式半屋内プール、二十間川左岸側(B 地区)には、2 万人収容の陸上競技場と 400 ㌔トラックのある多目的広場、3 万 5000 人収容できる野球場などの整備、臨海公園にふさわしい人工海浜や水上ステージ、ボートやカヌー遊びゾーン、駐車場は 5000 台収容できる等々壮大な計画でした。

建設素案が発表された翌年の 1994(平成 6)年に運動公園として都市計画決定し、愛知県

³ 2024 年 3 月 10 日付、東海自治体問題研究所所報 No470 号「豊橋市の新アリーナ建設計画を斬る(2)」を参照。

から都市計画事業として認可を受けています⁴。そして、1995(平成7)年、阪神淡路大震災が起きた年に、先に述べたようにB地区の土地(池沼、ウナギ養殖場)を65億円1000万円で購入しています。しかし、財政状況が厳しさを増したことから、1996(平成8)年以降実施設計は見送りとなりました。A地区に豊橋市制施行100周年記念施設としてアクアリーナ豊橋(2006年、建設費59億円)は作られました。また、2006年から10年余かけて三河湾沿岸の豊橋海岸吉前・神野新田地区海岸堤防耐震工事(2017年完成、総事業費約85億円)を行っています。

このような総合スポーツ公園の歴史的な経緯を見てきますと、2023年5月31日の浅井市長(当時)の記者会見⁵での「これまでの懸案を一気に解消できる案にシフトした」発言の真意が分かります。

1985年から40年間にわたり「B地区＝屋外スポーツゾーン」という位置付けが、今も維持されており、現在の新野球場整備はその延長線上にあります。

だからこそ、豊橋球場移転先はB地区ありきで、候補地の比較検討は全くしなかったのです。

B地区への新野球場建設計画も、1994(平成6)年に決定した都市計画事業として整備することになります。しかし、2011年の東日本大震災を受けて「津波対策推進法(2011年)が制定されています。その第11条では「都道府県及び市町村は、まちづくりを推進するに当たっては、津波対策について考慮した都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の指定、建築基準法第39条の災害危険区域の指定等による津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制(略)に配慮して取り組むよう努めなければならない。」と定められており、1994年に都市計画決定された区域であっても、現在の津波浸水想定に照らして危険性が高ければ、行政はその事実を踏まえて都市計画運用を行う義務が求められます。第11条は、「危険地域での住宅等の立地抑制」を求めています。これは住宅だけでなく、多数の人が集まる施設(野球場・体育館など)にも当然及びます。既存の都市計画区域内であっても、新たに大規模施設を建設する場合は、最新の津波浸水想定に基づく安全性評価が必須です。

質問2「安心・安全に野球ができる代替地を示すべきだ」

質問2について、原告団として具体的な代替地を示していないことを先に申し上げておきます。

豊橋市内には、現在、野球場施設が10カ所ありますが、豊橋球場の移設先としたB地区

⁴ 都市計画公園は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第2号に基づき、都市施設として定められる公園。地方公共団体が都市計画区域内で将来の整備を目的として計画し、都市の総合的な発展や環境保全、住民の健康・文化的生活の向上を図るために設置。

⁵ 浅井市長(当時)、豊橋球場を取り壊して、その跡地に2万㎡、150億円で多目的屋内施設(アリーナ)を建設し、豊橋球場の移転先は海沿いB地区とすると記者会見で公表。

に「メイン球場 1 面＋サブグラウンド 2 面（計 3 面）」を整備し、東田球場（1 面）と高師緑地青少年広場（2 面）の野球場を廃止する方針です。

私たちは、B 地区への新野球場建設は莫大な税金を投入して様々な対策を講じたとしても「安全性は担保できない」ことを指摘し、子どもたちや市民が安心して野球を楽しめる地盤の良い土地に建設すべきことを訴えてきました。

現在、豊橋市内にある野球場施設 10 カ所のうち、野球 4 面がとれるのは石巻運動広場 1 カ所です（周りは柿畑）。石巻運動広場は、有力な代替地になりうるのではないかと考えています。



2026 年 7 月 26 日 石巻運動広場 北側から撮影

石巻地域は、液状化や津波の心配は一切ありません。地盤が強固で、災害時の拠点としても適するという特徴を持っています。市民の安全確保を最優先するなら、石巻運動広場は最も合理的な候補地です。

2027（令和 9）年度、東名高速道路「石巻スマートインター」が開設します。これにより、名古屋方面、豊川・新城方面、浜松方面からのアクセスが大幅に改善されます。大会誘致や広域交流の拠点としての価値が高まります。

石巻運動広場は広域アクセスが良く、周辺に宿泊施設・飲食店・観光資源が点在しているため、大会誘致による経済効果が期待できます⁶。スポーツ振興計画とも整合し、市の財政面でもプラス効果が大きいと思われます。石巻地域は人口減少が進んでおり、新野球場整備は地域活性化の起爆剤となるのではないかと考えます。

南海トラフ大地震、B 地区は液状化と津波の複合災害の危険

イ 海沿いの野球場を指定緊急避難場所になっている自治体はない

豊橋市はメイン球場を指定緊急避難場所するとしていますが、海沿いの野球場を指定緊急避難場所になっている自治体はありません。その理由は、国の指定基準が明確に禁止に近い条件を示しているからです。内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」では、津波避難場所の立地条件として、①津波浸水想定区域外であること。②高台または津波に耐える堅牢構造物であること。③避難経路が浸水しないことなどが求められており、海沿

⁶ 石巻運動広場は豊橋市内のシンボリックな石巻山（標高 358m）の麓にあり、宿泊施設、豊橋市街や三河湾を一望でき、国の天然記念物の植物群落もあります。夜には豊橋の夜の絶景スポットに生まれ変わります。初心者でも手軽に登れるハイキングスポットとして親しまれています。

いの野球場は、これらの条件を満たすことが極めて困難であるからです。

全国の避難場所が公開されている国土地理院の「指定緊急避難場所データ」を見ても、津波対応の避難場所はほぼすべて「高台」「学校の上階」「公共施設の屋上」「津波避難タワー」などで、海沿いの野球場はありません。

ロ 新野球場に数千人の被災者を 3 日間も滞留

豊橋市は新野球場に数千人の被災者を 3 日間も滞留させようとしています。指定緊急避難場所は「命を守るための一時的な避難場所」で、危険が収まるまでの「数時間から半日程度」を想定しています。3 日間もの滞留はできません。豊橋市は A 地区の総合体育館などを活用することで、3 日間の滞留が可能としています。二十間川にかかる橋が壊れ、道路は液状化で通行できなくなる恐れが懸念されます。

総務省消防庁が定めた津波避難対策の指針でも、原則として「津波浸水想定区域内（特に海沿い）」に緊急避難場所を設置すべきではないとし、やむを得ず設置する場合は、津波到達前に避難可能であることを検証し、構造的にも安全性を確保する必要があるとしています。愛知県も国の指針に沿っています。

南海トラフ地震が発生した時、メイン球場は「災害拠点」どころか「孤立拠点」となりかねず、数千人の子どもたちや市民の生命・身体がきわめて危険な事態にもなりかねません。

ハ B 地区は液状化危険度がきわめて高い

B 地区は地質調査で「レベル 2 地震動で液状化危険度がきわめて高い」と判定されています（基本設計、2025 年 8 月）。総合スポーツ公園の近くで行われた 1979 年度豊橋バイパス神野地区の地質調査の土質柱状図をみると、砂地が浅い層から、かなり深くまであり、液状化の危険度の高い地域であることが分かります。A 地区のアクアリーナの基礎工事では 20 ㌢から 27 ㌢の杭を 392 本、総合体育館の工事では 20 ㌢の杭 437 本も打ち込んでいます。

液状化が起きると、①地盤沈下、②建物・構造物の傾斜、③道路の隆起・陥没、④ライフライン断絶が、同時に多発し、避難行動そのものが不可能になる可能性があります。

ニ 液状化は野球場施設の損壊だけでない

豊橋市は、メイン球場をサンドコンパクションパイル工法などで液状化対策を考えています。しかし、液状化によって野球場施設の損壊だけでなく、周辺道路にもひび割れ、不陸（でこぼこ）が発生し、湧水や土砂の噴出などの現象が生ずることは避けられません。

東日本大震災（浦安市）や北海道胆振東部地震（札幌市清田区）、能登半島地震の事例か

らも、B地区のある神野新田地区で液状化現象が広範囲に生じる可能性は大きいと思います。阪神淡路大震災ではサンドコンパクションパイル工法を採用した岸壁が海側に崩れ、傾いた事例も見られます。

ホ メイン球場に約 5500 人、屋根部分の一部、命の危険性の恐れ

メイン球場の「受入れ可能人数」は約 5500 人とされ、内訳はメインスタンド約 1560 人、外野フェンス外側スペース約 3940 人です。「利用者数 居住人口」は約 4080 人、その内訳は、B地区、C地区の利用者数約 3750 人、半径 2 km圏内の居住人口約 330 人としています。

メイン球場を指定緊急避難場所にして、しかも 3 日間も約 4000 人もの人が、居続けることになるという計画ですが、メイン球場には屋根がない部分が多く、1 席 1 平方メートルに 3 日間も滞留する。震度 7 の地震で傾いて、寝ることもできないでしょう。パニックによる混乱、暑さ、寒さ、あるいは強風・豪雨などに対応できずに命の危険性の恐れがあります。簡単に道路の液状化は治りません。B地区は標高 0 m以下のところもあり、潮が引き潮でも引きません。

ヘ 野球場の盛土 3.5 メートル、南海トラフ大地震発生すれば堤防は崩壊

基本設計では、液状化による沈下 0.19 m、津波の高さ 2.9 m、気候変動による海面上昇 0.39 mと見込み、3.48 mと想定し、野球場の盛土を 3.5 mとしています。わずか 2 cm上回るだけです。

内閣府は 2025 年 3 月に 2012-2013 年の想定以来、約 12 年ぶりに新しい震度分布・津波高・津波浸水範囲・被害想定など全面的に更新しています。中部地方整備局の資料から豊橋市の津波高は 3 mを超えて 3.7 m程度、海岸堤防の高さ 5.6 mを超えて津波がB地区を襲うことが想定されます。

愛知県の南海トラフ大地震の被害予測調査結果(2026 年 6 月 2 日)では、色表示でしか示されていませんが、3 m以上の可能性があり、補強された堤防は被災すると明確に根拠づけています。

ト 堤防耐震化と堤防被災

堤防が被災するとした、愛知県の南海トラフ被害予測調査結果報告はきわめて重要と考えています。そこで、前述したところですが、少し立ち入って見ておきたいと思います。

三河湾沿岸部の豊橋海岸吉前・神野新田地区海岸堤防耐震化工事完工式は、2017 年 10 月 28 日に神野新田町メノ割の二十間川排水機場で開かれています。堤防が老朽化し、耐震点検で液状化により最大 5 m以上の堤防の沈下、崩壊が生じるため、地元住民の要望もあ

り、愛知県が 2006(平成 18)年度から国土交通省の補助を受けて 10 年余りかけて延長 5228 m の堤防が耐震強化されました。総工事費用は約 85 億円。工事は「二重締切矢板工法。堤防両端に鋼矢板を二重に地中深く打ち込むなどして堤防の沈下を軽減し、津波や高潮に耐えられるようにしています⁷。

しかし、この耐震強化は東日本大震災級の巨大地震では越流・破堤する。堤防の背後地盤が軟弱地盤で液状化が起きた場合、堤防の沈下だけでなく海側への大規模な側方流動が発生する可能性が高いと思われます。国土交通省や港湾空港技術研究所の実験では、液状化した背後地盤が数 m 規模で海側へ流動し、鋼矢板岸壁に大きな水平力が作用することが確認されています。

国土交通省などの研究によれば、①二重鋼矢板は止水性が高いため、中詰め土の過剰間隙水圧が消散しにくい。②その結果、中詰め土自体が液状化し、側方流動を助長する。③液状化した背後地盤が海側へ大きく流動し、鋼矢板に大きな曲げモーメントが発生する。④巨大地震が発生し、地盤の液状化が起きて側方流動となり、そこに津波という連続災害となれば、構造物の安定性が低下します。

南海トラフ地震では、神野新田地区のような沖積低地・埋立地では大規模側方流動が十分に想定されます。

チ 液状化と津波の複合災害

液状化が発生すると、①地盤が沈下、②道路が波打つ・陥没、③建物が傾斜・沈下、④ライフラインが破断といった被害が生じます。これに津波が重なると「沈下した地盤に津波が流れ込み、浸水が深く、広くなる」という複合災害が発生します。神野新田は海岸堤防に依存した低平地であり、液状化による堤防沈下、津波浸水拡大という最悪の連鎖が起こり得ます。

神野新田への野球場建設は「液状化、地盤沈下、津波の複合災害リスクが極めて高い場所に、避難困難な大規模集客施設を置く」という構造的問題を抱えています。特に、①液状化による道路寸断、②駐車場・観客席の沈下、③津波到達、④避難不能による多数の人的被害リスクなどです。愛知県の最新データに基づく明確な懸念です。

リ B地区の致命的な問題点

B地区の野球場建設地としての致命的問題点をあげると、①液状化で道路が寸断し、車での避難は成立しないこと、②浸水継続が長時間に及び救助が遅れること、③大規模集客施設として最も不適な地形であることです。

液状化による地盤沈下と堤防沈下が重なることで浸水深はさらに増加し、避難は事実上

⁷ 豊橋沿岸の堤防は、水田の干拓でできた。1953(昭和 28)年 9 月の台風 13 号で高潮と波浪により破堤し、甚大な被害が出た。

不可能となります。数千人の子どもや市民が集まる大規模集客施設を配置する地形条件としては極めて不適です。

公金支出の違法性、裁量権の逸脱・濫用

イ 地方自治法に基づく住民の福祉の増進に努める責務違反 災害対策基本法の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務違反

地方自治法第2条第14項は、地方自治体に対し「住民の福祉の増進に努める」責務を明確に課しています。また、災害対策基本法は、第5条第1項で、市町村に対し「住民の生命、身体及び財産を災害から保護する」責務を規定しています。いずれも理念を定めた規定とはいえ、危険な地域に自治体が大規模集客施設を建設することは、住民の生命・身体の安全を確保するという地方自治体の責務規定に違反するものです。

愛知県が2026(令和8)年6月2日に公表した南海トラフ地震被害予測調査結果によれば、豊橋市神野新田地区は、①液状化危険度が極めて高いこと、②最大浸水深が2~3mに達し、場所により5mの浸水域が隣接すること、③液状化により堤防が沈下し浸水が拡大する可能性があることが示されているなど、これらは、液状化と津波が同時に発生する複合災害リスクが極めて高い地域であることを意味します。

このような地域に数千人もの子どもたちや市民を集める大規模集客施設である野球場を建設することは、住民の生命・身体の安全を確保するという地方自治体の基本的義務に反するものです。

ロ 「最少の経費で最大の効果」原則（地方自治法第2条第14項）への違反

同条第14項は、行政運営において「最少の経費で最大の効果」を求めています。神野新田地区は、①地下水位が高く、液状化層が深さ10m以上連続する軟弱地盤であること、②津波浸水想定区域に位置し、避難困難地域に該当すること、③液状化対策・地盤改良・津波対策に多額の追加費用が必要となることが明らかです。

2025年11月に公表された「新たな野球場整備に対する学識者の意見」において、専門家は「十分な効果を得るためには、液状化が想定される層よりもさらに深い位置まで地盤改良を行う必要がある」と厳しく指摘しています。豊橋市もこれに対し「液状化対策として地盤改良を行う場合は、液状化が考えられる層より深い軟弱な粘性土層まで地盤改良を行います」と回答しています。メイン野球場予定地の確実な支持層は深度20m以深にしか存在しません。広大な野球場の敷地全体（あるいは重要な構造物の直下すべて）に対して、深さ20mを超える深層混合処理等の最高グレードの地盤改良を施した場合の工事費は膨れ上がります。

しかも、野球場予定地だけの地盤改良だけでは、数千人の子どもたちや市民の生命・身

体を守ることはできません。「特定避難困難地域」を解除し、施設を被災時に孤立させないためには周辺の道路河川施設やエネルギー・上下水道等のインフラの耐震化が求められます。さらに工事費は膨れ上がります。

このような高リスク地盤に公共施設を建設することは、建設費・維持管理費・災害対策費が過大となり、行政運営の合理性を欠くものです。したがって、本件予算執行は地方自治法第2条第14項に反し、行政裁量権の範囲を逸脱しています。

ハ 結論

B地区は、津波災害警戒地域であり、特定避難困難地域で液状化と津波という複合災害が想定される危険な地域です。南海トラフ地震が発生した場合には、生命や身体に危険が伴う可能性が極めて高い場所と言えます。

B地区への野球場建設は、住民の生命、身体の安全を危険に晒す行為です。豊橋市内においては、先に示した石巻運動広場のような津波災害や地盤沈下の恐れがない野球場を建設することが可能な用地が存在しており、それらの場所に建設すれば、地盤調査費や盛土工事が不要となり、より安価に野球場を建設できます。

公共団体が公共施設を整備する際には、より効果的な建設候補地を選定するため、公平性・透明性を担保しつつ、交通環境や防災対策、建築期間、建築費用、地域・地域住民への影響等、多岐にわたる要素を検討する必要があります。しかし、新野球場の整備にあたっては、他の候補地との比較検討を行っていません。豊橋市は、市民に対し(市民の代表である市議会を含む。)、B地区での野球場等の整備計画につき、安全性や費用等について説明責任を果たしていません。

したがって、本件予算執行は、裁量権の逸脱・濫用であり、野球場建設に係る予算執行は、地方自治法が要求する安全保持義務・合理性・公益性を欠き、違法な財務会計行為に該当します。

これらからB地区に計画している野球場建設について公金を支出することは違法な行為に該当します。

地方自治法 242 条に定められた監査委員の法的義務

イ 監査結果未通知の経緯

2026年4月22日に提出した監査結果通知の期限は6月21日でした。

6月19日午後2時40分頃に豊橋市監査委員事務局より、「代表者である鈴木正廣様一人に監査結果をレターパックで送付します」との連絡がありました。私は(鈴木正廣)は、監査委員事務局担当に、「市民の会の代表者であるけれども、請求人1,129名の一人の請求人として通知を受けるべき立場であり、送付されても受領は拒否する」と厳しく言いました。

ところが、翌 20 日 10 時にレターパックで送付されてきましたので、受領拒否しました。しかし、監査結果を 6 月 19 日付で監査委員事務局 HP に公表(公表 6/22 頃)しました。そこで、私は 6 月 26 日、監査委員事務局に「受取拒否理由書」を送付しました。

この異常事態に市民の会は 6 月 29 日に市長、市議会議長、監査委員に「全請求人へ通知」をするよう要請しました。6 月 27 日付新聞報道で監査委員事務局は「請求人が多い場合、代表者のみに結果を通知する自治体もあり、同事務局も今後検討する方針」との報道に、きわめて重大との思いから、6 月 29 日に市民の会代表世話人(2 名連名)は「事実確認の申入書」を監査委員事務局に送付しました。7 月 3 日付で監査委員事務局から、「全請求人」に送付する旨の回答がありました(全請求人に普通郵便により、7/3 及び 6 日に監査結果通知有)。

しかし、監査委員事務局の文書回答は「通知は自治体ごとに異なる。他の自治体の事例、判例を踏まえて検討する。」としています。具体的な自治体名、要綱、内部規定等々を求めていましたが、それに対する回答はありません。

7 月 24 日に開催した原告団第 1 回役員会及び事務局員、相談役等会議において、地方自治法 242 条にかかわる公文書公開請求、総務相への「行政相談」及び上級庁(愛知県)への技術的助言要請、豊橋市議会への対応などについて確認しました。

7 月 27 日に豊橋市監査委員に公文書公開請求を行い、8 月 4 日に公開されました(公開、一部公開、非公開)。「他自治体の事例や判例を調査・検討した」としていることに関する調査報告書や内部記録及び根拠等」を求める請求に対しては非公開です。その理由は、「公開請求に係る公文書を保有していないため」(豊橋市情報公開条例 10 条 2 項に該当)としています。

ロ 地方自治法 242 条 5 項の請求人への通知について

地方自治法 242 条 5 項は、監査委員が「当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知する」と規定しています。条文上は「請求人全員」への通知が原則であり、代表者のみへの通知を認める規定は存在しません。住民監査請求には、選挙のような「代表者」制度が法律上存在しません。したがって、代表者への通知で足りる、代表者に通知すれば他の請求人への通知は不要という扱いは、法律上の根拠が存在しません。

自治体によっては複数人連名の請求の場合に代表者選任を求め、さらに「可能であれば代表者宛て通知でよい旨を請求書に記載してください」と案内しています。これは任意の希望であり、法的義務ではありません。

ハ 結論

- ① 法律上は「請求人全員への通知」が原則です。
- ② 代表者通知は「請求人側が希望した場合」にのみ正当化されます。

- ③ 自治体が独自に「代表者のみ通知」を決める権限はありません。
- ④ 委任がないのに代表者だけに通知するのは、法 242 条 5 項に反します。

以上